

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は社会や市場の要請にお応えする能力をより一層高め、株主各位をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待に沿った経営を実践するため、特に以下の視点を重視してコーポレート・ガバナンスの強化に努めることを基本方針としております。

- ・資本市場や株主各位をより強く意識した経営の実践
- ・経営の意思決定体制の強化と迅速性の向上
- ・経営監督機能の強化

コーポレート・ガバナンス体制において、その有効性をより高度に発揮できるように、監査等委員会設置会社を採用し、社外取締役の招聘、執行役員制の導入、取締役の人員の適正化、経営会議体の充実などに取り組んでおります。

また、コンプライアンス体制につきましても、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識に基づき、法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を意識した企業倫理を確立してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1－2－4. 議決権の電子行使の環境作り、招集通知の英訳]

当社は、議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳については、現状の議決権行使状況及び機関投資家、海外投資家の比率を勘案し、議決権行使に大きな支障がないものと考え、議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳を行っていません。今後の議決権行使状況及び株主構成比率などの動向を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

[原則1－4. 政策保有株式]

当社は、財務基盤の確保や発行会社との取引関係の維持・強化又は取引・協力関係の構築が見込め、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合に政策保有株式を保有する場合があります。

また、毎年、個別の政策保有株式について保有目的、経済合理性の観点から保有の適否を取締役会で検証することとし、検証の結果、保有目的、経済合理性が確認できた株式については継続保有し、発行会社と対話を行い、改善等の見込みのないものは市場への影響を考慮の上売却していくこととしています。

政策保有株式に係る議決権行使の基準につきましては、上記株式保有に関する方針や保有目的に加え、発行会社の中長期的な企業価値の向上に資すると認められるという観点から適切に評価・判断することとしています。なお、発行会社の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、発行会社との対話等を行い、十分な情報を収集のうえ、議案に対する賛否を判断することとしています。

[原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名前後、監査等委員である取締役3名程度を適正規模と考えております。また、取締役会の構成については、経営、製造、販売、管理、法務、財務、会計等の取締役会全体における知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模を両立させることが重要と考えています。ジェンダー、国際性については、重要性を認識しており、経営方針、事業内容等を踏まえた取締役会の適正規模との両立を検討しています。

取締役会は、当社の製造、販売、管理に関する専門性を有する者と当社以外での経験を経営に活かしていただける者、幅広い経験と専門性による経営に対する助言と監督が期待できる者で構成されています。また、監査等委員には、財務・会計に関する適切な知見を有している者1名を選任しています。

取締役会は、取締役からのヒアリング、社外取締役の助言、指名・報酬委員会からの答申を適宜得ることや、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その機能の向上を図ることとしています。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1－7. 関連当事者間の取引]

当社が取締役及び主要株主等との間で取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程及び決裁基準に定めています。また、当社と取締役との間の取引を把握すべく、取締役及びその近親者（二親等内）と当社との間の取引（役員報酬を除く）の有無等を毎年定期的にすべての取締役に確認することとしています。

[原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

年金資産の運用は、年金給付金及び一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる運用収益を長期的に確保することを運用目的としています。政策的資産構成割合は、運用機関から意見を聴取し、分析等の結果を踏まえて、年金制度の成熟度等を勘案し、長期的観点から策定しています。運用体制としては、経理部門、人事部門に年金担当者を設置し、外部機関による年金セミナーへ派遣する等適切な資質を持った人材の育成に努めています。

運用については、投資先の選定や議決権行使を運用機関へ一任し、企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないようにしています。

運用機関の選定に当たっては、定量評価及び定性評価により総合的判断をしています。また、スチュワードシップ・コードに基づく議決権行使を含めた活動実績について報告を受けています。

[原則3－1. 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念、企業ビジョン、事業ビジョン、中期経営計画、経営戦略については、決算短信において開示しています。その他決算説明会資料、当社ウェブサイトにおいても中期経営計画、経営戦略の進捗を含めて適宜情報発信しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、当該事業年度の業績に連動した賞与と業績連動型株式報酬によって構成されています。基本報酬及び賞与は、株主総会で決議された年間の報酬限度額の範囲内で支給することとしており、業績・経済情勢等を勘案し、役位・職責に応じて決定しています。基本報酬及び賞与の報酬限度額は、年額280百万円以内（うち社外取締役分は18百万円以内）と決議されています。

業績連動型株式報酬は、基本報酬及び賞与の報酬限度額とは別枠で株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社が拠出する取締役報酬額を原資とし、当社株式が信託を通じて取得され、取締役会で決議された株式交付規程に基づき、各事業年度における役位及び業績目標の達成度に応じて決定しています。業績連動型株式報酬制度における連続する3事業年度ごとに信託へ拠出する取締役（当社と委任契約を締結する執行役員を含む）への報酬額は193百万円以内を上限とする決議がなされています。

各取締役の具体的な報酬額の決定に当たっては、取締役会の諮問機関であり、代表取締役会長、代表取締役社長および3名の監査等委員である社外取締役で構成する指名・報酬委員会において協議し、取締役会にて決定しています。

2. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、その役割と職務を勘案し基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された年間の報酬限度額の範囲内で、その職責に応じて監査等委員会で決定しています。監査等委員である取締役の基本報酬の報酬限度額は、年額72百万円以内と決議されています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名前後、監査等委員である取締役3名程度を適正規模と考えています。また、取締役会の構成については、経営、製造、販売、管理、法務、財務、会計等の取締役会全体における知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模を両立させることが重要と考えています。ジェンダー、国際性については、重要性を認識しており、経営方針、事業内容等を踏まえた取締役会の適正規模との両立を検討しています。

取締役の候補者選定にあたりましては、経営理念、企業ビジョン、事業ビジョン、経営計画、コーポレート・ガバナンスに対する基本方針を踏まえ、経営、製造、販売、管理に関する専門性及び社外出身者の場合は経歴、経営経験、財務・会計・法務の専門性その他当社の取締役として必要となる経験、見識、能力、専門性、人格などを勘案し、取締役会の諮問機関で代表取締役会長、代表取締役社長および3名の監査等委員である社外取締役で構成する指名・報酬委員会において指名・報酬委員会の定める選定基準に基づき協議し、監査等委員である取締役候補者については監査等委員会の同意を得た上、取締役会にて決定することとしています。

なお、取締役の解任に当たっては、指名・報酬委員会の定める解任基準に該当する場合には指名・報酬委員会において協議し、取締役会にて決定することとしています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役各候補者の選任理由を株主総会招集通知参考書類に記載しています。

[補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲]

当社は、法令及び定款に規定された事項その他経営上の重要事項として取締役会規程及び決裁基準に定めた事項について、取締役会で決議することとしています。また、その他の業務執行については、意思決定の迅速性の観点から、重要性や金額基準に応じて代表取締役、部門長等の決裁権限を明確に定め、また、職制規程及び事務分掌規程により経営陣に対する委任の範囲を明確に定めています。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役の候補者の選定に当たっては当社が上場する証券取引所の定める独立性基準に基づくほか、経歴、経営経験、専門性その他当社の取締役として必要となる経験、見識、能力、専門性、人格などを勘案して行っています。

なお、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準の策定につきましては今後必要に応じて検討してまいります。

[補充原則4-11-1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名前後、監査等委員である取締役3名程度を適正規模と考えております。また、取締役会の構成については、経営、製造、販売、管理、法務、財務、会計等の取締役会全体における知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模を両立させることが重要と考えています。ジェンダー、国際性については、重要性を認識しており、経営方針、事業内容等を踏まえた取締役会の適正規模との両立を検討しています。

取締役の候補者選定にあたりましては、経営理念、企業ビジョン、事業ビジョン、経営計画、コーポレート・ガバナンスに対する基本方針を踏まえ、経営、製造、販売、管理に関する専門性及び社外出身者の場合は経歴、経営経験、財務・会計・法務の専門性その他当社の取締役として必要となる経験、見識、能力、専門性、人格などを勘案し、取締役会の諮問機関で代表取締役会長、代表取締役社長および3名の監査等委員である社外取締役で構成する指名・報酬委員会において指名・報酬委員会の定める選定基準に基づき協議し、監査等委員である取締役候補者については監査等委員会の同意を得た上、取締役会にて決定することとしています。

また、取締役9名のうち5名は当社以外でのキャリアを持つ人材であるなど、取締役会の多様性を確保しています。

[補充原則4-11-2. 他の上場会社の役員の兼任状況]

取締役の他の会社の兼任については、取締役会の承認決議を必要とする旨を決裁基準に定めています。また、取締役の兼任状況については、事業報告及び有価証券報告書において開示しています。

[補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性の分析・評価]

取締役会では、2018年1月に取締役・監査役全員に対し、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会の議題、取締役会を支える体制に関する質問票を配付し、必要に応じてヒアリングを行い、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。その結果、現状の会社規模、事業内容、役員構成等を踏まえ、取締役会の実効性は確保されていると評価しています。引き続き、取締役会の更なる実効性の向上に努めてまいります。

[補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社では、取締役の役割・責務を適切に果たすための必要な知識の習得やトレーニングの機会を継続的に提供・斡旋し、その費用の負担を行うこととしています。また、新任取締役については会社法、コーポレート・ガバナンス等に関する知識の習得や社外取締役については当社のコーポレート・ガバナンス体制、経営戦略、事業、事業上のリスク及び財務について説明し、事業所等の訪問の機会を提供することとしています。

[原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、IR担当や株主担当部門として経営管理部を設置しており、経営管理部長は取締役としています。また、IRや株主との対話に当たっては、日常的に経理部その他関連部署と連携を図っています。
当社では、投資家からの個別面談や電話取材、スモールミーティング等に積極的に対応するとともに、年2回アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催し社長、生産本部・コーポレート本部担当取締役及びマーケティング本部・営業本部担当取締役が説明しています。
また、個別面談や電話取材、決算説明会等で得られた重要な意見等については、適宜取締役にフィードバックすることとしています。
対話に当たっては、インサイダー情報の取扱いについて定めた内部情報管理規程を遵守し、インサイダー情報を開示しないこととしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
大正製薬ホールディングス株式会社	3,300,000	20.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	675,000	4.09
株式会社八十二銀行	650,200	3.94
トア再保険株式会社	548,000	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	477,100	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	338,400	2.05
大同生命保険株式会社	301,500	1.82
株式会社三井住友銀行	264,500	1.60
藤澤玄雄	225,000	1.36
キッコーマン株式会社	221,000	1.33

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
――	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野崎 知	他の会社の出身者								○			
笠原 孟	他の会社の出身者								△			
鈴木茂夫	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野崎 知	○	○	野崎知氏は2018年6月まで三菱UFJ信託銀行株式会社に勤務しておりました。直近事業年度末において同社からの借入金はなく、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	監査業務をはじめ長年にわたり金融機関で培われた経験・見識を、経営全般に対する監査・監督機能の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 当社が上場する金融商品取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立性を有していると判断しており、独立役員に指定しております。

笠原 孟	○	○	笠原孟氏は2003年6月まで株式会社八十二銀行に勤務しておりました。直近事業年度末において同行からの借入金はなく、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	当社の社外監査役及び株式会社八十二銀行における経歴を通じて培われた経験・見識を、経営全般に対する監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 当社が上場する金融商品取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立性を有していると判断しており、独立役員に指定しております。
鈴木茂夫	○	○	鈴木茂夫氏は2008年6月まで新日本有限責任監査法人に勤務しておりました。同監査法人は当社の会計監査人ですが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	公認会計士や他社の社外監査役として培われた専門的な知見と豊富な経験を、経営全般に対する監査・監督機能の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 当社が上場する金融商品取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立性を有していると判断しており、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施するため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて使用人を置くこととしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人と、定期的な打合せを行うとともに、必要に応じ情報交換を行い、内部監査部門である監査室とは、コンプライアンス監査、業務監査、会計監査などの各監査の監査計画及び実施状況などについて、適宜、情報の交換を行い、相互に連携することにより監査効率の向上に努めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会の任意の諮問機関であり、代表取締役会長、代表取締役社長及び3名の監査等委員である社外取締役で構成する指名・報酬委員会において、取締役及び執行役員の指名・人事・報酬に関する事項について事前に協議を行います。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しています。
業績連動型株式報酬制度は、当社が拠出する取締役報酬額を原資とし、当社株式が信託を通じて取得され、取締役会で決議された株式交付規程に基づき、各事業年度における役位及び業績目標の達成度に応じて決定するものです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等は以下の通りであります。

取締役11名 178百万円（うち社外取締役1名 7百万円）
監査役4名 45百万円（うち社外監査役3名 30百万円）

- (注)1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額22百万円（社外取締役を除く取締役10名）及び株式報酬等に係る役員株式給付引当金繰入額15百万円（社外取締役を除く取締役10名）を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会において年額310百万円以内（うち社外取締役分は18百万円以内）と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会において年額72百万円以内と決議されております。
5. 上記3. の取締役の報酬限度額とは別枠で、平成27年6月26日開催の第97回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結する執行役員に対する株式報酬等について拠出する金員の上限は、連続する3事業年度ごとに130百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、当該事業年度の業績に連動した賞与と業績連動型株式報酬によって構成されています。基本報酬及び賞与は、株主総会で決議された年間の報酬限度額の範囲内で支給することとしており、業績・経済情勢等を勘案し、役位・職責に応じて決定しています。基本報酬及び賞与の報酬限度額は、平成30年6月28日開催の第100回定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役分は18百万円以内）と決議されています。
業績連動型株式報酬は、基本報酬及び賞与の報酬限度額とは別枠で株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社が拠出する取締役報酬額を原資とし、当社株式が信託を通じて取得され、取締役会で決議された株式交付規程に基づき、各事業年度における役位及び業績目標の達成度に応じて決定しています。平成30年6月28日開催の第100回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度における連続する3事業年度ごとに信託へ拠出する取締役（当社と委任契約を締結する執行役員を含む）への報酬額は193百万円以内を上限とする決議がなされてい

ます。

各取締役の具体的な報酬額の決定に当たっては、取締役会の諮問機関であり、代表取締役会長、代表取締役社長および3名の監査等委員である社外取締役で構成する指名・報酬委員会において協議し、取締役会にて決定しています。

②監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、その役割と職務を勘案し基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された年間の報酬限度額の範囲内で、その職責に応じて監査等委員会で決定しています。監査等委員である取締役の基本報酬の報酬限度額は、平成30年6月28日開催の第100回定時株主総会において、年額72百万円以内と決議されています。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役がその役割・責務を実効的に果たすために、必要と考える情報についてはイントラネットの活用等により共有するものとし、社外取締役が追加の情報提供を求めたときは、速やかに情報提供することとしています。

また、社外取締役の支援体制として、人事総務部が社外取締役を含めた全役員への情報伝達窓口となっています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0 名

その他の事項 更新

相談役・顧問の制度はありますが、現在、代表取締役社長等を退任して、相談役・顧問に就任している者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

①取締役会

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名、監査等委員である取締役3名（全員社外取締役）で、社外取締役3名を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針や経営目標の決定と業務執行の監督機能を基本的な役割とし、毎月開催しております。

②監査等委員会

監査等委員3名（全員社外取締役）、そのうち1名が常勤監査等委員の体制となっており、独立的な立場から経験・見識等を活かした経営全般に対する監査・監督を行います。監査等委員会は、監査等委員が取締役会に常時出席するとともに経営会議、コンプライアンス委員会やその他の社内の重要会議に出席するほか、監査室との日常的な連携、各部門へのヒアリングを通じた情報収集や全事業所への訪問により、執行状況の確認を行います。また、代表取締役と監査等委員会の定例会議を開催し、会社が抱える問題、リスクについての説明の機会を設けるほか、監査環境等についても意見交換を行います。

③指名・報酬委員会

取締役会の任意の諮問機関であり、代表取締役会長、代表取締役社長及び3名の監査等委員である社外取締役で構成する指名・報酬委員会において、取締役及び執行役員の指名・人事・報酬に関する事項について事前に協議を行います。

④執行役員制

取締役会による経営意思決定・監督機能と、執行役員による事業の業務執行機能とを原則として分離し、全社的な事業運営レベルにおける分権経営及び業務執行の実効性を強化するため、執行役員を設置し、取締役会の定めた業務執行を行っております。

⑤経営会議体

重要な経営会議体として、経営企画会議と経営会議を設置しております。経営企画会議は、代表取締役、役付執行役員及び本部長で構成し、取締役会に付議・報告すべき重要な事項、業務執行状況の管理、経営の執行に係る企画・政策事項について事前に協議する体制としております。経営会議は、代表取締役、執行役員及び部門長で構成し、経営方針に基づく業務執行についての協議、執行状況の報告を行う体制としております。

⑥業務執行強化のための本部組織

責任の所在を明確化し、迅速な意思決定により各施策を具現化するため、マーケティング本部、営業本部、生産本部、コーポレート本部の4本部制とし、業務執行の強化と部門間の連携を図っております。

⑦リスク管理体制の整備状況

法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を意識した企業倫理を確立すべく行動規範を定め、個々の役職員が遵守するよう推進するとともに、コンプライアンス経営の強化を図り、「コンプライアンス委員会」の設置や「内部通報制度運用規程」の制定などにより、法令はもとより社会規範や企業の社会的責任（CSR）を意識した企業倫理の確立に向けて、総合的なコンプライアンス体制の確立を進めております。また、リスクマネジメントの体制強化のために「コンプライアンス委員会」の諮問機関として「危機管理委員会」を設置し、予想される様々なリスクの管理、責任体制及びディスクロージャーを含む迅速な対応の確立に努めております。さらに、企業の社会的責任を認識し、地球環境保全への取組み姿勢を一層強化するために、「コンプライアンス委員会」の諮問機関として「環境委員会」を設置しております。

また、「コンプライアンス委員会」は諮問機関である「危機管理委員会」、「環境委員会」を統括し、代表取締役社長の直轄の機関と位置付けております。

⑧内部監査及び監査等委員会監査、会計監査の状況

代表取締役社長直轄の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は3名で構成され、内部監査計画を策定し、業務執行のモニタリングを行い、その結果については、監査等委員会、代表取締役に報告のうえ、取締役会に報告することとしております。

監査等委員会監査につきましては、監査等委員3名（全員社外取締役）、そのうち1名が常勤監査等委員の体制となっており、独立的な立場から経験・見識等を活かした経営全般に対する監査・監督を行います。監査等委員会は、監査等委員が取締役会に常時出席するとともに経営会議、コンプライアンス委員会やその他の社内の重要会議に出席するほか、監査室との日常的な連携、各部門へのヒアリングを通じた情報収集や全事業所への訪問により、執行状況の確認を行います。また、代表取締役と監査等委員会の定例会議を開催し、会社が抱える問題、リスクについての

説明の機会を設けるほか、監査環境等についても意見交換を行います。

また、監査等委員会は会計監査人と、定期的な打合せを行うとともに、必要に応じ情報交換を行い、内部監査部門である監査室とは、コンプライアンス監査、業務監査、会計監査などの各監査の監査計画及び実施状況などについて、適宜、情報の交換を行い、相互に連携することにより監査効率の向上に努めています。

なお、社外取締役の鈴木茂夫氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

会計監査については、当社と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結している新日本有限責任監査法人が監査を実施しております。なお、当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数並びに監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 江口 泰志 5年

指定有限責任社員 業務執行社員 原賀 恒一郎 1年

上記の2名の公認会計士に加え、その補助者として8名の公認会計士とその他10名があり、合計20名が会計監査業務に携わっております。

⑨ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。取締役である監査等委員（社外取締役を含む）が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができるとともに、取締役会が業務執行の決定を取締役に委任することを可能にすることで、当社を取り巻く経営環境において必要となる迅速・果断な意思決定を行う仕組みを構築できると考えております。

監査等委員3名（全員社外取締役）、そのうち1名が常勤監査等委員の体制となっており、社外取締役3名を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。社外取締役は、取締役会に常時出席するとともに指名・報酬委員会、経営会議、コンプライアンス委員会やその他の社内の重要会議に出席するほか、代表取締役との定例会議を通じて、独立的な立場から経験・見識等を活かした経営全般に対する監査・監督を行うとともに、助言や意見交換を行います。

当社は、事業内容や規模を勘案し、現状のコーポレート・ガバナンス体制において客観的かつ中立的な経営監視機能を確保していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第100回定時株主総会(平成30年6月28日開催)の招集通知は平成30年6月6日に発送いたしました。
その他	招集通知を当社ホームページに平成30年6月1日に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に代表取締役社長による決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、開示資料、株主通信、招集通知、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。 企業・IRページ http://www.yomeishu.co.jp/company/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当として、経営管理部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範において、「生活者の信頼に応え、豊かな健康生活に貢献する」ことを基本理念として、お客様、株主の皆様、お取引先様などのステークホルダーの立場を尊重し、社会から信頼を得、社会の一員として企業の社会的責任を果たしていくことを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	行動規範において、社会、国際社会の発展に寄与するとともに、地球環境の保全に取り組んでいくことを掲げており、「環境委員会」を諮問機関とする「コンプライアンス委員会」が中心となり取り組んでおります。 「CSRレポート」を発行し、ウェブサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動規範において積極的に公正、透明な企業情報の開示を行うことを掲げております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため行動規範を定め、個々の役職員が遵守するよう推進を図るとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス意識の普及及び啓発を行う。

②使用人の職務の執行は、各関係部門が法令及び定款に適合することについて確認するほか、必要に応じて法律チェックの担当部署又は顧問弁護士に指導を受けるよう推進する。

③代表取締役社長の直轄の内部監査部門が職務執行に関わる関係法令、経営方針、社内規程その他規範の遵守が行われているか内部監査を行う。

④「内部通報制度運用規程」を整備し、取締役及び使用人は、不正、違法、反倫理的行為が発生した場合又はその恐れがあると判断した場合は内部通報することとし、その事実が確認された場合、代表取締役社長に報告しなければならない。

⑤反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察や顧問弁護士等と連携し、毅然として対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る取締役会、経営会議、経営企画会議等の議事録、稟議書その他の重要な情報は、社内規程に従い適切に保存管理するものとする。

また、これらの文書は取締役の要求があった場合、速やかに提出しなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①業務活動全体におけるリスク管理に関しては、各関係部門で規程及びガイドラインの制定並びに研修の実施を行うとともに、代表取締役社長の直轄の「コンプライアンス委員会」及びその諮問機関である「危機管理委員会」が社内規程に基づいてリスクの把握・リスク対策の検証を行う。

②代表取締役社長の直轄の内部監査部門が監査計画に基づきリスク対策の有効性の評価を行う。

③リスクが発生し、重大な損害が予想される場合には、「コンプライアンス委員会」が対応するとともに、代表取締役、監査等委員会、取締役会及び経営企画会議に報告しなければならない。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会による経営意思決定・監督機能と、執行役員による事業の業務執行機能とを原則として分離し、全社的な事業運営レベルにおける分権経営を強化するために執行役員を設置し、「執行役員規程」に基づき取締役会の定めた業務執行を行う。

②取締役会の意思決定の効率化を図るため、取締役の人員の適正化を図るとともに、コーポレート機能として設置した経営企画会議では、取締役会に付議・報告すべき重要な事項、業務執行状況の管理、経営の執行に係る企画・政策事項について、事前に協議する。

③代表取締役、執行役員及び部門長全員の参加による経営会議において経営方針に基づく業務執行についての協議、執行状況の報告を行う。

④取締役会の監督機能を果たすため、取締役会の決定事項に係る業務の執行状況は、取締役会及び経営会議で報告し、又は決裁書で回議する。

⑤その他の重要な業務の執行について、社内規程により、意思決定を行う機関及び手続の整備を行う。

⑥中期経営計画を定め各年度の経営方針を決定し、これに基づいて職務を執行し、業績管理実施要領に基づき経営計画の進捗について定期的に実績の評価及び分析を行う。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項

①現在、当社の規模等を考慮し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いていないが、内部監査部門は、監査等委員会と連携し監査効率の向上を図るよう努めることとする。監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて使用人を置くこととする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

②監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人の人事等については、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が意見交換を行い決定する。

③監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令の下でその職務を遂行する。

6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①取締役会その他の重要な会議に監査等委員が出席し、取締役の意思決定の過程及び執行状況について効率的な監査が行えるようにする。

②「コンプライアンス委員会」に監査等委員が出席し、取締役の職務執行の監査を行うとともに、リスクが発生し、重大な損害が予想される場合の対応の監査が効率的に行えるようにする。

③各種会議議事録、稟議書等の文書は監査等委員会の要求があった場合、速やかに提出するものとし、社内規程による報告体制の整備を行う。

④取締役及び使用人は、不正、違法、反倫理的行為が発生した場合又はその恐れがあると判断した場合は内部通報することとし、その事実がないことが確認できない場合、監査等委員が出席する「コンプライアンス委員会」を開催する。また、内部通報の通報者に対し、通報を理由とした懲戒処分や不利益な配置転換その他不利益な取扱いを行わない。

⑤取締役及び使用人は、財産、評判等を著しく毀損するおそれのあるリスク及びあらかじめ定められたリスクの発生を発見した場合は、直ちに「コンプライアンス委員会」のいずれかの委員及び監査等委員会に報告するものとする。

7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については監査等委員会の要望を受け予算を措置する。また、監査等委員がその職務の執行について、会社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き支払うものとする。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役と監査等委員会の定例会議を開催し、会社が抱える問題、リスクについての説明の機会を設けるほか、監査環境等についても意見交換を行う。

②「内部監査規程」、年間の監査計画等により、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人との連携について明示し、相互の協力及び情報交換に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然として対応することとしており、行動規範には反社会的勢力の拒絶を明確に記載し全社員に周知しております。

反社会的勢力への対応は担当部門が統括し、外部専門機関との連携を密にし、反社会的勢力についての情報の収集や対応についての助言を得るなど不測の事態に備えております。また、対応マニュアルを整備し、周知を図るとともに研修を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針について

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに対する責務として、経営情報、事業活動等に関する情報を公平、積極的かつ適時・適切に開示するよう努めております。また、当社の情報開示についての基本姿勢は、「養命酒製造 行動規範」の中に「株主をはじめとするステークホルダーや社会とのコミュニケーションを広く行うとともに、積極的に公正、透明な企業情報の開示を行う」よう定めており、代表取締役社長がこれらの事項について役職員に周知しております。

情報の開示に際しては、情報収集段階での迅速性、網羅性に留意し、情報の分析・判断にあたっては適時性、適法性、正確性、公式性を旨とし、公表段階においては公平かつ積極的に開示を行うよう努めております。

なお、発生事実、決定事実、決算に関する情報については、情報取扱責任者である経営管理部長及び代表取締役社長に全ての重要な情報を集約する体制としております。また、情報取扱責任者は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める適時開示規則等に照らして情報を精査し、開示が必要な情報については、適時・適切に開示するよう努めております。

2. 適時開示体制について

(1)決定事実

各部門から提起された取締役会に付議すべき重要な事項については、経営企画会議の中で事前に協議することとし、それらの協議事項は情報取扱責任者に通知する体制とするとともに、取締役会の審議事項は事前に情報取扱責任者に提出する体制としております。取締役会による議案の承認後、速やかに開示を行うこととしております。

(2)発生事実

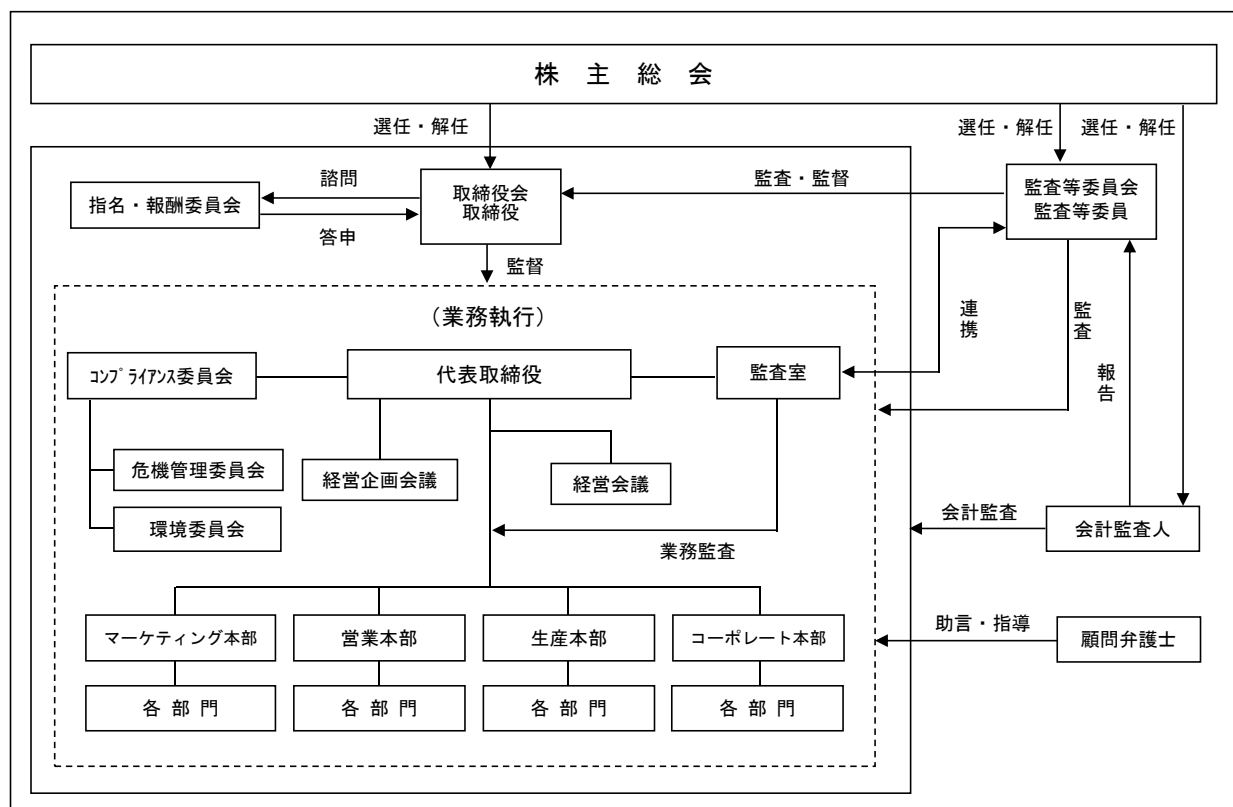
「内部情報管理規程」で、重要事実が発生した時は、所管部門がこれを確認して情報取扱責任者に連絡することを義務付けており、これを受けた情報取扱責任者は、代表取締役社長に報告する体制としております。開示が必要な情報については、速やかに開示を行います。また、突発的な危機が発生した場合には、代表取締役社長直轄の「コンプライアンス委員会」に報告することを義務付けており、委員会から情報取扱責任者及び代表取締役社長への報告の後、速やかに開示を行うこととしております。

(3)決算に関する情報

経営企画会議での協議及び取締役会での決算数値の承認の後、速やかに開示を行うこととしております。

なお、情報取扱責任者を中心として、開示担当部門である経営管理部に加え、経理部（必要に応じて関連部門が参加）で構成するチームで開示情報の正確性及び適法性に加えて、開示資料の内容、明瞭性を検討することとしております。

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

